

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

松江市立湖北中学校

1 はじめに

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という認識の上で、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒が意欲的に充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響*1を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*1 けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性にも着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応〔いじめ防止対策委員会の設置〕

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。【別紙1】

(2) 発生時の組織的対応

いじめが発生した場合の解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。【別紙2】

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 生活指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
アンケート Q&A の活用
- ・ボランティア活動の充実
キャリア教育との連携

(3) 個別指導の充実

- ・教育相談の定期的実施（時期の設定）
- （４）人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚・講演会等の開催
- （５）情報教育の充実
 - ・学級活動、メディア教室における情報モラル教育の充実
- （６）保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開日の実施
 - ・保護者面談の実施
 - ・ボランティア活動への積極的な参加

５ いじめの早期発見

（１）いじめの積極的な認知と情報の共有

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を実施するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

（２）いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努めたり、相談箱等を活用したりするなどして生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の部活動における生徒の日常の様子に目を配ったりするなどして、早期発見に努める。

６ いじめへの対応

（１）生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、徹底的に守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・状況に応じて外部専門家（心理・福祉の専門家等）の協力を得る。

②いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要に応じて、警察等関係機関との連携を含め毅然とした対応をする。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

(2) いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味える集団づくりに努める。
- ・やめさせることができなくても、誰かに知らせるよう指導する。
- ・いじめに同調する行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 保護者への対応

① いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって共感的に理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・すみやかに事実関係を伝え、今後の対応について情報共有を行う。

② いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮し、継続的な助言を行う。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 特に配慮が必要な生徒への対応

以下の生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施し、差別や偏見につながらないよう留意する。また、異なる校種間の連携を進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

① 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについて

- ・教職員が個々の生徒の障がい特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒について

- ・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒について

- ・性同一性障がいや性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(5) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、「相当の期間」*2が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

*2 「相当な期間」の目安の判断は、少なくとも3か月とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

7 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育委員会との連携

- ・関係者への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(2) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) その他（弁護士）

8 その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

いじめへの対応は、特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有し、学校全体の問題として取り組む。

（２）校内研修の充実

年１回は、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に行う。

（３）学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒と行った生徒が複数の学校に在籍している場合は、学校同士で情報の共有を図り、当該生徒及び保護者に適切な支援・助言ができるよう学校相互の連携・協力を行う。

（４）家庭との連携及び保護者への支援

学校の基本方針や取り組みについて、保護者の理解を得るように努め、協議する機会を設けることで家庭と連携した対策を推進する。

（５）道徳教育の充実を図る

９ 重大事態への対応

（１）重大事態とは

事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、調査を開始しなければならないことを認識する。

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- ・「相当な期間」については、年間３０日を目安にする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安にかかわらず、適切に判断する。

③被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（２）重大事態時の報告

学校は重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに教育委員会に報告する。重大事態の調査を学校が主体となって実施する場合は、教育委員会と連携を図り、学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を母体とした調査組織をすみやかに設置する。なお、組織の構成については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。